

グ流シノ意ナルベシ、

〔嬉遊笑覽器用〕輿の品さまぐあり、其中白輿は大臣以上親王家用ひ給ふとあり、棺うる家を玄
らこしやなど呼は、憚るべきこと也、

〔泰山集雜著甲乙錄七〕八重姫君嫁水戸殿時、先乘白輿、開戸有婦人手執志伊之絹張蓋式正也、白輿取其不節之義、

〔貞丈雜記輿〕一棟立の事、ふ也○申略ともい貞衡云、常のこしは、屋ねのむねをひきくする也、むねあげは、やねをそらせて、むねを高く立る也、これは白木のこし也、式正の時は、男女ともにむね立にめじ候也、婚禮にもむねあげを用也、よめ入に、あじろごを用る事もあり、

〔簾中舊記〕御なりの事、

一正月二日は、時のくわんれいへなり候、御所さま、御玄やうぞくめし候て、車にめし候、上さまは、御むねあげにめし候、御りき玄や、かき參らせ候、

〔成氏年中行事正月〕一同五日ノ夜、御行始、管領へ御出、恒例也、公方様、御直垂、御紋桐、御輿、棟立、力者昇申也、

〔看聞日記〕永享六年四月廿一日、晚頭真乗寺御入室、御輿、公方之御、棟立、力者、是も公方

〔康富記〕嘉吉二年八月廿二日庚戌、島山左衛門督入道、管領職之出仕始也、午刻也、出立之儀、布衣袴也、乘綱代輿、立棟。

〔海人藻芥〕輿之事、

四方輿ハ、僧俗皆用之、

〔蛙抄車輿〕四方輿間事、

上皇攝關大臣以下公卿僧綱等、遠所之時乗用之、直衣衣冠淨衣時、皆乘之、棟之體、眞俗相替、俗ハ庵形、僧其外